

### 「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画(素案)」に対するパブリックコメント(ご意見)を募集します

市では「東久留米市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画(30年度～32年度)」の策定に際して、同計画の素案を作成しました。この素案に対する市民の皆さんのご意見を募集します。

【閲覧期間・場所】 閉庁日：休館日を除く2月15日(木)～3月6日(火)に(必着)、件名を「障害福祉計画・市政情報コーナー(い)画・障害児福祉計画への意見」と明記して、住所・氏名・年代(例：40代)・ご意見(書式

は自由を記入の上、〒203-8555、市役所障害福祉課宛て郵送、ファクス(475-8181)または電子メール(shogai@city.higashikurume.jp)で提出してください。

※電話や来庁による口頭での受け付けはできません。お寄せいただいたご意見は、個人情報等を除いた上で要約し、後日市ホームページで公開します。ご意見の返却や個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

詳しくは同課 ☎470-7747へ。

### 「(仮称)東久留米市駅周辺自転車等駐車場整備計画(案)」に対するパブリックコメント(ご意見)を募集します

市では、市営自転車等駐車場の整備を促進し、市民の利便性を向上させるため、「(仮称)東久留米市駅周辺自転車等駐車場整備計画(案)」を取りまとめました。この案に対する市民の皆さんのご意見を募集します。

【閲覧期間・場所】 閉庁日：休館日を除く2月27日(火)～3月20日(火)に(必着)、件名を「(仮称)東久留米市駅周辺自転車等駐車場整備計画(案)への意見」と明記して、住所・氏名・年代(例：40代)・ご意見(書式

は自由を記入の上、〒203-8555、市役所管理課宛て郵送、ファクス(470-7809)または電子メール(kanri@city.higashikurume.jp)で提出してください。

詳しくは同課 ☎470-7764へ。

### 私立幼稚園等就園奨励費・保護者補助金の申請はお済みですか

市では、幼児を私立幼稚園など(学校教育法に定められた幼稚園および都知事認定の幼稚園類似施設)に通園させている保護者を対象に「私立幼稚園等就園奨励費補助金」と「私立幼稚園等園児保護者補助金」を交付しています。29年度分の申請は3月15日(木)が締め切りです。まだ申請していない方は、早急に手続きをしてください。

また、最近市外から転入し、前住所地で手続きを行った方も、改めて東久留米市に申請を行う必要がありますので、ご注意ください。

なお、子ども・子育て支援新制度に移行した園に通園している児童のうち、1号認定児童は保護者補助金のみ対象、2号認定児童はどちらの補助も対象にはなりません。

詳しくは子育て支援課保育・幼稚園係 ☎470-7745へ。



### 国民年金保険料の納付書(現金)払いで2年前納ができません

国民年金では、保険料をまとめて前払い(前納)すると、保険料が割引されてお得です。納付書での前納には6カ月前納(4月分～9月分)、10月分～翌年3月分、1年前納(4月分～翌年3月分)、2年前納(4月分～翌々年3月分)があり

納付書払いの方には毎年4月ごろに年金機構から納付書が送付され、1カ月払い、6カ月前納、1年前納できる納付書が同封されています。

納付書による2年前納を希望する場合はあらかじめ市役所または年金事務所まで手続きをする必要があります。

※納付書による2年前納は継続されません。次回以降も希望する場合は、改めて手続きが必要となります。

※納付額が30万円以上の場合は、コンビニエンスストアでは納付できません。納付書による2年前納をする場合は金融機関(郵便局を含む)で納付してください。

口座振替による前納は納付書で前納するよりも割引額が多くなります。口座振替による前納を希望する場合は、2月末までに年金事務所まで手続きをしてください。

クレジットカード納付による前納もできますが、割引額は納付書と同じです。クレジットカードによる前納を希望する場合は、2月末までに年金事務所まで手続きをしてください。

詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422-56-1411へ。

### 募集



### 学童保育所の職員募集説明会を開催します

学童保育所に勤務する職員(児童厚生員)を募集します。

【日時】 3月9日(金) 午後1時半～2時半

【会場】 市役所5階502会議室

【内容】 学童保育所について、児童厚生員(嘱託員・臨時職員)の仕事の内容、応募資格など

当日直接会場へ。詳しくは児童青少年課 ☎470-7735へ。

30年度市内保育園の保育士の登録

市立保育園では、朝夕のパート保育士と、産休・育休などの代替としての臨時保育士の登録を随時募集しています。

①パート保育士

【勤務時間】 午前7時～9時の間の1～2時間と午後4時半～6時半の間の1～2時間(はくさん、しんかわ、ちゅうおうは、午後7時まで)

【賃金】 1時間当たり1130円

②臨時保育士

【勤務時間】 午前8時半～午後5時

【賃金】 1時間当たり1050円

【共通事項】

【対象】 有資格者

申し込みは、履歴書(写真貼付)を子育て支援課(市役所2階)へ直接持参してください。履歴書は返却しません。

【民間保育園など】

市内には、市立保育園の他に民間の保育園や小規模保育施設などさまざまな保育園があります。これらの保育園でも保育士などを募集していることがありますので、気軽にご相談ください。

詳しくは同課施設係 ☎470-7745へ。

中国残留邦人等支援給付事務関係 支援・相談員

中国残留邦人等支援給付・配偶者支援金の対象者への支援・相談員を募集します。

【業務内容】 中国残留邦人およびその配偶者に対する支援・相談業務(生活に関する相談、家庭訪問、通院同行など)

【勤務時間】 祝日を除く月曜～金曜日、1カ月当たり2日。午前9時～午後5時

【資格】 中国語での会話が可能で、支援・相談員としての知識・経験を有する方

【報酬】 月額9360円(予定。交通費相応額は別途支給)

申し込みは、2月21日(水)～27日(火)の午前8時半～午後5時(正午～午後1時と土曜・日曜を除く)に、履歴書(写真貼付)を福祉総務課(市役所1階)に直接持参してください(郵送不可)。書類選考と面接の上、決定します。なお、履歴書は返却しません。

詳しくは同課保護2係 ☎470-7741へ。

### お気軽に無料相談

相談内容・定員	実施日	時間	会場	相談員	予約開始日	問い合わせ先	
法律相談(各日8人)	7日(水)	午前10時から	市役所2階相談室	弁護士	3月1日(木)	午前8時半から電話で生活文化課 ☎470-7738	
	14日(水)				3月15日(木)		
不動産・相続・会社の登記等相談(5人)	7日(水)	午後1時から		司法書士	3月2日(金)		
					表示登記・土地の境界等相談(4人)		14日(水)
相続・遺言・成年後見等手続き相談(5人)	22日(木)	午後1時半から		人権擁護委員	3月15日(木)		
税務相談(5人)					1日(木)		午後1時から
人権・身の上相談(4人)	28日(水)	午前10時から		社会保険労務士			
女性の悩みごと相談(各日3人)					5日(月)		午前10時～午後1時
	12日(月)	午前9時から電話で男女平等推進センター ☎472-0061					
	19日(月)			3月7日(水)			
女性弁護士による法律相談(3人)	2日(金)	午前9時半～午後0時半	女性弁護士	2月23日(金)			
経営相談	平日	午前10時～午後4時	東久留米市商工会館	市商工会経営指導員	前日までに	市商工会 ☎471-7577	

相談内容	実施日	時間	会場	相談員	問い合わせ先
耐震相談	3月は実施しません			東久留米建築設計協会	同協会事務局・桑原建築設計事務所 ☎476-1515
教育相談 ※電話相談も可。	火曜～土曜日	午前10時～午後5時	中央相談室(成美教育文化会館内教育センター)	教育相談員	中央相談室 ☎473-3667
			滝山相談室(西中学校隣)		滝山相談室 ☎475-8909
母子・父子相談	開庁日	午前8時半～午後5時	児童青少年課(市役所2階)	母子・父子自立支援員	児童青少年課 ☎470-7736
身体障害者相談	9日(金)	午前10時～正午	市役所1階相談室	身体障害者相談員	前月末までに障害福祉課 ☎470-7747、ファクス ☎475-8181
知的障害者相談	14日(水)	午前10時～正午	市役所1階相談室	知的障害者相談員	
心身障害者(児)相談	平日	午前9時～午後5時	さいわい福祉センター	さいわい福祉センター支援員	同センター ☎477-2711
職業相談	開庁日		市役所2階ワークコーナー	ハローワーク三鷹職員	※直接会場へ。
住宅増改築相談	8日(木)	午前10時～正午、午後1時～4時	市役所1階屋内ひろば	市住宅増改築等特設事業登録団体協議会	※直接会場へ。
消費者相談 ※電話相談も可。	平日	午前10時～午後1時～4時	生活文化課(市役所2階)	消費生活相談員	市消費者センター ☎473-4505 ※直接会場へ。
行政相談	14日(水)	午前10時～正午		行政相談委員	生活文化課 ☎470-7738
妊婦訪問	希望する方は右記へお問い合わせください。		ご自宅	助産師・保健師	健康課保健サービス係 ☎477-0022
赤ちゃん訪問					
生活困窮者自立相談	開庁日	午前9時～午後4時	福祉総務課(市役所1階)	相談支援員	福祉総務課 ☎470-7741